

教職員の懲戒処分について

令和2年12月23日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山市立 山野中学校 教諭 重松 宏政 (59歳)	停職 1月	令和2年11月27日(金)午後7時頃、福山市内のドラッグストアにおいて、栄養機能食品(2,980円相当)を窃取し、令和2年12月6日(日)午前11時55分に逮捕された。 このことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長

(電話) 082-513-4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp